ものづくり企業技術力向上支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　佐賀さいこう！ものづくり産業振興・雇用創造プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）事業計画に基づき佐賀県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）が実施するものづくり企業技術力向上支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業者）

第２条　この補助金の交付の対象となる事業者は、佐賀県内に事業所を有し、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1)　プロジェクトへの参加申込書を提出していること

(2)　次のいずれかに該当する業種の事業を行う、又は行おうとする企業であること

○対象業種

輸送用機械器具製造業（標準産業分類 31）
繊維工業（標準産業分類 11）
パルプ・紙・紙加工品製造業（標準産業分類 14）
化学工業（標準産業分類 16）
プラスチック製品製造業（標準産業分類 18）
ゴム製品製造業（標準産業分類 19）
非鉄金属製造業（標準産業分類 23）
金属製品製造業（標準産業分類 24）
はん用機械器具製造業（標準産業分類 25）
生産用機械器具製造業（標準産業分類 26）
業務用機械器具製造業（標準産業分類 27）
電子部品・デバイス・電子回路製造業（標準産業分類 28）
電気機械器具製造業（標準産業分類 29）
情報通信機械器具製造業（標準産業分類 30）

(3)　事業計画が適正であると認められること

(4)　補助金の交付等に係る審査に協力する事業者であること

(5)　次のいずれにも該当する事業者であること

①　雇用保険適用事業所であること

②　厚生労働省所管の雇用関係助成金について、不正受給処分なされていない又は不正受給処分がなされてから３年以上経過していること

③　補助金の申請を行う年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと

④　補助金の申請を行う前日から過去１年間に労働関係法令の違反を行っていないこと

⑤　性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業又はこれらの一部を受託する営業を行う事業主ではないこと

⑥　暴力団と関わりのある事業主ではないこと

⑦　支給申請日又は支給決定日の時点で倒産している事業主ではないこと

（補助対象事業、補助対象経費等）

第３条　この補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業（以下「補助事業」という。）とする。

(1)　事業者が実施する高付加価値の製品を生み出す人材を育成するため、塗装、溶接、旋盤、フライス盤等ものづくりに関する技能取得・向上を目的とした研修に自社の労働者を受講させる事業

(2)　前号事業実施の翌年度の６月末日までに佐賀県内の事業所で、新たな正社員としての雇用又は非正規（有期雇用）社員から正社員への登用が見込めること。　なお、ここでいう正

社員とは、次のいずれにも該当する労働者とする。
① 期間の定めのある労働契約を締結する労働者でないこと
② 派遣労働者でないこと
③ １週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の１週間の所定労働時間と同一のものとして雇用される労働者であること
④ 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者であること

２ 協議会は、事業者が実施する補助事業に必要な経費のうち、会長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

３ 補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。ただし、算出された補助金の額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（対象労働者）

第４条 補助事業において、次の各号のいずれかに該当する者はこの補助金の対象労働者とならない。
(1) 健康保険・厚生年金保険の被保険者資格がない者
(2) 外国人技能実習生等この補助金の趣旨に合致しない者
(3) その他この補助金の趣旨に合致しない者

（申請手続き）

第５条 補助金の交付の申請をしようとする事業者は、対象労働者を研修へ受講させる前までに、申請書（様式第１－１号）及び計画書（様式１－２号）を佐賀県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

（審査結果の通知）

第６条 会長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、すみやかにその内容を審査し、適当と認めたときは、様式第２号による審査結果通知書を事業者に送付するものとする。

（実績報告等）

第７条 事業者は事業を完了したときは、補助事業の完了の日から起算して３０日を経過した日又は審査結果通知書の送付のあった年度の３月３１日のいずれか早い期日までに補助金請求書（様式３－１号）及び実績報告書（様式３－２号）を会長に提出しなければならない。

（併給調整）

第８条 会長は、補助金の交付を申請した者が、補助金の対象となる経費に対して、この補助金とは別に国又は地方公共団体その他団体等から、補助金等を受けた場合又は受けることが明らかな場合は、補助金を交付しないものとする。

（補助金の支払）

第９条 会長は、第７条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第１０条 会長は、次に掲げる場合には、期限を付して支払った補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。
(1) 事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合
(2) 事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
(3) 事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4)　審査結果の通知後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　会長は、前項の返還を命ずる場合には、前項第４号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５％の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

３　第１項の規定により補助金の返還を命じた場合において、これが返還すべき日までに納付されなかったときは、返還すべき日の翌日から納付の日までの日数に応じて年利１０．９５％の割合を乗じた延滞金を徴するものとする。

（補助金の経理）

第１１条　事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、プロジェクトの完了の日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（状況の報告等）

第１２条　会長は、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて事業者に報告を求め、事業に係る帳簿及び証拠書類その他必要な物件を検査できるものとする。

２　事業者は、補助事業を完了した年度の翌年度の６月末日までに就業状況について、就業状況報告書（様式第４号）により会長に報告しなければならない。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年１月２６日から施行する。

別表（第３条関係）

補助対象経費等	補助金交付限度額等
○補助対象となる経費は、塗装、溶接、旋盤、フライス盤など、ものづくりのための技能を高める研修へ参加するための受講料。 ○補助対象となる研修は次のとおり ・ポリテクセンターが実施する機械系、金属・溶接系分野の研修 ・その他会長が必要と認める研修 ○以下のいずれかに該当する研修は、補助対象外とする。 ・事業者が自ら講師等を招き、自主的に行う研修 ・事業者の要望等により公的機関等で行われるオーダーメイド型の研修・訓練	○補助率は対象経費の１０分の１０とする。 ○補助金交付額は、１つの研修につき、一人あたり、10,000円を上限とする。